

作成日 2024/01/09

本SDSは「GHSに基づく化学品の危険性有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」(JIS Z 7253:2019)7.1全体構成に示される16の項目について記したものです。

本製品は労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)に基づく表示が必要な製品ではありませんので、GHSに関する情報はラベルには表示していません。

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	アキュディア™ SFM-101培地
製品コード	05963
供給者の会社名称	島津ダイアグノスティクス株式会社
住所	東京都台東区上野3丁目24番6号 上野フロンティアタワー20階
担当部門	信頼性保証部
電話番号	03-5846-5613
FAX番号	03-5846-5619
電子メールアドレス	yakuji@sdc.shimadzu.co.jp
推奨用途	研究実験、菌試験、衛生検査
使用上の制限	推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぎ、使用者の責任にて用いること。

試薬の構成と安全性データの分類(ページ番号)

	分類	ページ
基礎培地	A	2
サプリメントA	B	7
サプリメントB	C	11

第2項～第15項につきましては、それぞれの分類に該当するページの情報をご参照ください。

16. その他の情報

連絡先

島津ダイアグノスティクス株式会社 信頼性保証部
TEL: 03-5846-5613
FAX: 03-5846-5619

電子メールアドレス: yakuji@sdc.shimadzu.co.jp

その他

組成及び成分情報に記載している濃度又は濃度範囲は製造時の配合量を元に算出した一例であり、製品中の濃度を保証するものではありません。また、端数処理により合計値が100%とならない場合があります。

記載内容は日本国内で適用される法令に従い、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものでもありません。

また、注意事項は通常の手扱いを対象としたものですので、特殊な手扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用ください。

当該製品に関する全般的な注意、使用上または取扱い上の注意あるいは廃棄上の注意等に関しては、ラベルや説明文書等をよく読んでからご使用ください。

試液分類Aに関する安全データシート

2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

健康有害性 急性毒性(経口) 区分4
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 警告
危険有害性情報 H302 飲み込むと有害
注意書き
安全対策 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
応急措置 飲み込んだ場合: 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)
口をすすぐこと。(P330)
廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
物質(その他)	100%	—	—	—	—

4. 応急措置

吸入した場合 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
飲み込んだ場合 飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。
口をすすぐこと。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。
使ってはならない消火剤 情報なし
火災時の特有の危険有害性 燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
特有の消火方法 消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置		消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。
6. 漏出時の措置		作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。 粉末の場合は、電気掃除機(真空クリーナー)、ほうきなどを使用して回収する。 粉塵が飛散しないようにして取り除く。 微粉末の場合は、機器類を防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置		付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。 漏出物の上をむやみに歩かない。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材		
二次災害の防止策		
7. 取扱い及び保管上の注意事項		
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。
	安全取扱注意事項	この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
	接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管	安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 換気の良い場所で保管すること。
8. ばく露防止及び保護措置		
設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
保護具	呼吸用保護具	必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。
	手の保護具	必要に応じて、適切な保護手袋を着用すること。
	眼、顔面の保護具	必要に応じて、適切な眼の保護具を着用すること。
	皮膚及び身体の保護	必要に応じて、適切な保護衣を着用すること。
9. 物理的及び化学的性質		
物理状態		固体
形状		粉末
色		白色
臭い		データなし
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点		データなし
範囲		
可燃性		データなし

爆発下限及び爆発上限 下限 界／可燃限界		データなし
	上限	データなし
引火点		データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		6.5～6.9
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配 係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		情報なし
危険有害反応可能性		情報なし
避けるべき条件		情報なし
混触危険物質		情報なし
危険有害な分解生成物		情報なし
11. 有害性情報		
急性毒性	経口 経皮	急性毒性推定値が1940mg/kgのため区分4とした。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		データ不足のため分類できない。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		データ不足のため分類できない。 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		データ不足のため分類できない。
生殖毒性		(生殖毒性) データ不足のため分類できない。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)		毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)		毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。
誤えん有害性		動粘性率が不明のため、分類できないとした。
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期 (急性)		毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
水生環境有害性 長期 (慢性)		毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
生態毒性		データなし

残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意
 残余廃棄物

各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。

汚染容器及び包装

各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意
 国際規制

海上規制情報	非該当
Marine Pollutant	Not applicable
Liquid Substance Transported in Bulk	Not applicable
According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	

国内規制

航空規制情報	非該当
陸上規制	非該当
海上規制情報	非該当
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	非該当

緊急時応急措置指針番号

なし

15. 適用法令

労働安全衛生法	危険物・酸化性の物(施行令別表第1第3号)
毒物及び劇物取締法	非該当
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	非該当

水質汚濁防止法 有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)

大気汚染防止法 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)

海洋汚染防止法 有害でない物質(施行令別表第1の2)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類同等の物質)(環境省告示第148号第3号)

査定物質(Z類同等の有害液体物質)(環境省告示)

外国為替及び外国貿易法
道路法

輸出貿易管理令別表第1の16の項
車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本
高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第
2)

廃棄物の処理及び清掃に
関する法律

特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2
条の4)

特定有害廃棄物輸出入規
制法(バーゼル法)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30
年6月18日省令第12号)

水道法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令1
01号)

下水道法

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条
の4)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条
別表第1の2第4号1)

感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第
35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発
第182号)

土壤汚染対策法

特定有害物質(法第2条第1項、施行令第1条)

試液分類Bに関する安全データシート2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

GHS分類に該当するデータは得られていない。

GHSラベル要素

情報なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
物質(その他)	100%	—	—	—	—

4. 応急措置

吸入した場合
皮膚に付着した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤
火災時の特有の危険有害性
特有の消火方法

情報なし
燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。
消火作業は、風上から行う。
周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。

環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法
及び機材

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
粉末の場合は、電気掃除機(真空クリーナー)、ほうきなどを使用して回収する。
粉塵が飛散しないようにして取り除く。
微粉末の場合は、機器類を防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

二次災害の防止策

床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。
漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意			
取扱い	技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。	
保管	接触回避 安全な保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 換気の良い場所で保管すること。	
8. ばく露防止及び保護措置			
設備対策		蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。	
保護具	呼吸用保護具	必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。	
	手の保護具	必要に応じて、適切な保護手袋を着用すること。	
	眼、顔面の保護具	必要に応じて、適切な眼の保護具を着用すること。	
	皮膚及び身体の保	必要に応じて、適切な保護衣を着用すること。	
9. 物理的及び化学的性質			
物理状態		固体	
形状		粉末	
色		データなし	
臭い		データなし	
融点／凝固点		データなし	
沸点又は初留点及び沸点		データなし	
範囲			
可燃性		データなし	
爆発下限界及び爆発上限	下限	データなし	
界／可燃限界	上限	データなし	
引火点		データなし	
自然発火点		データなし	
分解温度		データなし	
pH		7.5～8.5	
動粘性率		データなし	
溶解度		データなし	
n-オクタノール／水分配		データなし	
係数			
蒸気圧		データなし	
密度及び／又は相対密度		データなし	
相対ガス密度		データなし	
粒子特性		データなし	
10. 安定性及び反応性			
反応性		情報なし	
化学的安定性		情報なし	
危険有害反応可能性		情報なし	

避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

情報なし
情報なし
情報なし

11. 有害性情報
急性毒性

経口
経皮
吸入

データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
(気体)
GHS定義による気体ではない。
(蒸気)
データ不足のため分類できない。
(粉じん・ミスト)
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性／皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
／眼刺激性
呼吸器感作性
皮膚感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性

データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。
(生殖毒性)
データ不足のため分類できない。
(生殖毒性・授乳影響)
データ不足のため分類できない。
データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)
特定標的臓器毒性(反復ばく露)
誤えん有害性

データ不足のため分類できない。
動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)
水生環境有害性 長期(慢性)
生態毒性
残留性・分解性
生体蓄積性
土壌中の移動性
オゾン層への有害性

毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
データなし
データなし
データなし
データなし
データなし
データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること
廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること
容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意

国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	非該当 Not applicable Not applicable
------	---	---

国内規制	航空規制情報 陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附 属書II 及びIBC コー ドによるばら積み輸 送される液体物質	非該当 非該当 非該当 非該当 非該当
------	--	---------------------------------

緊急時応急措置指針番号	航空規制情報	非該当 なし
-------------	--------	-----------

15. 適用法令

労働安全衛生法 毒物及び劇物取締法 化学物質排出把握管理促 進法 (PRTR法)	非該当 非該当 非該当
---	-------------------

海洋汚染防止法 外国為替及び外国貿易法	有害でない物質 (施行令別表第1の2) 輸出貿易管理令別表第1の16の項
------------------------	---

試液分類Cに関する安全データシート

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

健康有害性 急性毒性(経皮) 区分4
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 警告
危険有害性情報 H312 皮膚に接触すると有害
注意書き
安全対策 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
応急措置 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
特別な処置が必要である。(P321)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
廃棄 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
モノエタノールアミン (2-アミノエタノール)	0.40%	H ₂ NCH ₂ CH ₂ OH	(2)-301	既存	141-43-5
物質(その他)	100%	—	—	—	—

4. 応急措置

吸入した場合
皮膚に付着した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。
特別な処置が必要である。
汚染された衣類を直ちに全て脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤

情報なし

<p>火災時の特有の危険有害性 特有の消火方法</p>	<p>燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。 消火作業は、風上から行う。 周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。 関係者以外は安全な場所に退去させる。 消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。</p>	
<p>消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置</p>		
<p>6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置</p>	<p>作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。 多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけけない。 少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。 多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。 漏出物の上をむやみに歩かない。</p>	
<p>環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材</p>		
<p>二次災害の防止策</p>		
<p>7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い</p>	<p>技術的対策</p>	<p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 保護手袋、保護衣を着用すること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 換気の良い場所で保管すること。</p>
<p>保管</p>	<p>安全取扱注意事項 接触回避 安全な保管条件</p>	
<p>8. ばく露防止及び保護措置 設備対策</p>		<p>蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 必要に応じて、適切な眼の保護具を着用すること。 保護衣を着用すること。</p>
<p>保護具</p>	<p>呼吸用保護具 手の保護具 眼、顔面の保護具 皮膚及び身体の保</p>	
<p>9. 物理的及び化学的性質 物理状態 形状 色 臭い 融点／凝固点</p>		<p>液体 液体 データなし データなし データなし</p>

沸点又は初留点及び沸点 範囲		データなし
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限 下限 界／可燃限界		データなし
	上限	データなし
引火点		データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		7.5~8.5
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配 係数		データなし
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		情報なし
危険有害反応可能性		情報なし
避けるべき条件		情報なし
混触危険物質		情報なし
危険有害な分解生成物		情報なし
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
	経皮	急性毒性推定値が1018mg/kgのため区分4とした。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性 ／眼刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
生殖細胞変異原性		※区分1は0.40%含まれる。 データ不足のため分類できない。
発がん性		データ不足のため分類できない。
生殖毒性		(生殖毒性) データ不足のため分類できない。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。
特定標的臓器毒性(単回 ばく露)		毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。
特定標的臓器毒性(反復 ばく露)		毒性未知成分を考慮濃度(1%)以上含有しているため、分類できないとした。
誤えん有害性		動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報		
水生環境有害性 (急性)	短期	毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
水生環境有害性 (慢性)	長期	毒性未知成分を含有しているため、分類できないとした。
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
汚染容器及び包装		各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報	IMOの規定に従う。
	UN No.	2491
	Proper Shipping Class	エタノールアミン(水溶液) 8
	Packing Group	III
	Marine Pollutant	Not applicable
	Liquid Substance Transported in Bulk	Not applicable
	According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	
	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	2491
	Proper Shipping Class	エタノールアミン(水溶液) 8
	Packing Group	III
国内規制	陸上規制	非該当
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	2491
	品名	エタノールアミン(水溶液)
	クラス	8
	容器等級	III
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当

航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	2491
品名	エタノールアミン(水溶液)
クラス	8
等級	III
緊急時応急措置指針番号	153

15. 適用法令
労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

2-アミノエタノール(政令番号:21)(5%未満)

労働安全衛生法(令和6年4月1日以降)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号~第2号別表第9)

2-アミノエタノール(政令番号:21)(5%未満)

毒物及び劇物取締法
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)
化審法
大気汚染防止法

非該当
非該当

海洋汚染防止法

優先評価化学物質(法第2条第5項)
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(平成14年度VOC排出に関する調査報告)

外国為替及び外国貿易法
船舶安全法
航空法

有害でない物質(施行令別表第1の2)
有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
輸出貿易管理令別表第1の16の項
腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法

その他の危険物・腐食性物質(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)